

平成19年度地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業公募要綱

1. 事業の概要

地方公共団体が作成した地球温暖化対策の推進に関する法律20条2項に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策（以下「地域推進計画」という。）の実施に資するとともに、地域の経済・社会面からの再生（以下「地域再生」という。）も統合的に推進する融資事業を支援するモデル事業に対し、事業に必要な経費の一部を国が交付する。

2. 対象事業

(1) 事業の内容

本事業は、地方公共団体が作成した地域推進計画の実施に資するとともに、地域の経済・社会面からの再生も統合的に推進する融資事業を支援するモデル事業に対し、事業に必要な経費の一部を国が交付するものである。

通常のコレで貸し付けた場合の利子収入相当額の2分の1相当額（利率の差は1%分を上限とする）について助成を行うものである。

その他、詳細については交付要綱の通りとする。

(2) 交付対象者

交付金の交付対象となる事業の実施主体は、地域における地球温暖化防止の取組状況に関する知見を有する者、国民その他の者から構成される民間の団体（以下「協議会」という。）とする。

(3) 交付対象経費等

対象経費

交付金事業（以下「地球温暖化防止・地域再生低利融資促進事業」という。）の対象経費は非化石エネルギーを利用する設備若しくはエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置等を促進するための以下に掲げる事業を行うために必要な経費とする。

ア 地域推進計画の実施に資する事業に対する融資であって、非化石エネルギーを利用する設備若しくはエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置を促進するとともに、地域の経済・社会面からの再生も統合的に推進する融資事業（以下「特定融資事業」という。）に対する助成

イ アを実施するに際して協議会が必要とする事務費等の経費

交付金額

交付対象事業の実施箇所数は、30箇所程度（都道府県25箇所、市町村5箇所程度）とし、1事業者あたりの交付金額は概ね以下の通りとする。

都道府県	1事業者あたり	250万円
市町村	1事業者あたり	170万円

3. 交付対象事業の選定について

(1) 一般公募を行い選定する。

(2) 応募者より提出された交付申請書等をもとに、厳正に審査を行い19年度に事業を実施する事業者を選定し、交付金の交付を決定する。

(3) 採択基準

2対象事業の2.(4)交付の要件にかんがみて、適切なものを採択する。特に、「事業の実施による環境保全効果(エネルギー起源の二酸化炭素排出削減効果に限る。)及び地域再生効果が高いこと。」及び「地域推進計画の推進に資するものとして、全国的なモデルとして他の地域への高い波及効果を持つと見込まれること」の2点について優れたものを優先的に採択することとする。

4. 応募の方法について

(1) 応募方法

事業の応募に必要な書類を、平成19年7月23日(必着)までに提出して下さい。書類は封書に入れ、宛名面に「地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業応募書類」と赤字で明記して下さい。

(2) 応募に必要な書類及び提出部数

協議会の承認申請【別紙様式第1-1号】

事業計画書【別紙様式第2-1号】

及び の書類を2部ずつ提出して下さい。

提出先：環境省総合環境政策局環境経済課

(3) 公募期間

平成19年7月3日(火)～平成19年7月23日(月)必着

(4) 応募書類提出後のスケジュールについて

公募締切り 平成19年7月23日(月)

事業計画書の承認

交付金交付申請書の提出

交付金交付決定

交付対象事業の実施

5 . 採択された場合の留意点

採択された案件は、当該地域の状況に即した出融資案件のモデル事業として、環境省が別途検討を行う「出融資案件に関する地球温暖化防止効果評価システム」（仮称）の調査対象となります。採択された協議会への委託業務により行いますが、詳細については採択後、別途連絡します。